

令和3年度 市町村財政の概要

1 市町村の概要

(1) 団体数

令和4年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)37となっています。

(2) 人口

令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口は、県計1,996,682人、市計1,694,113人、町村計302,569人となっています。これを令和3年1月1日現在の人口と比べると、県計で20,186人(1.0%)、市計で16,297人(1.0%)、町村計で3,889人(1.3%)減少しています。

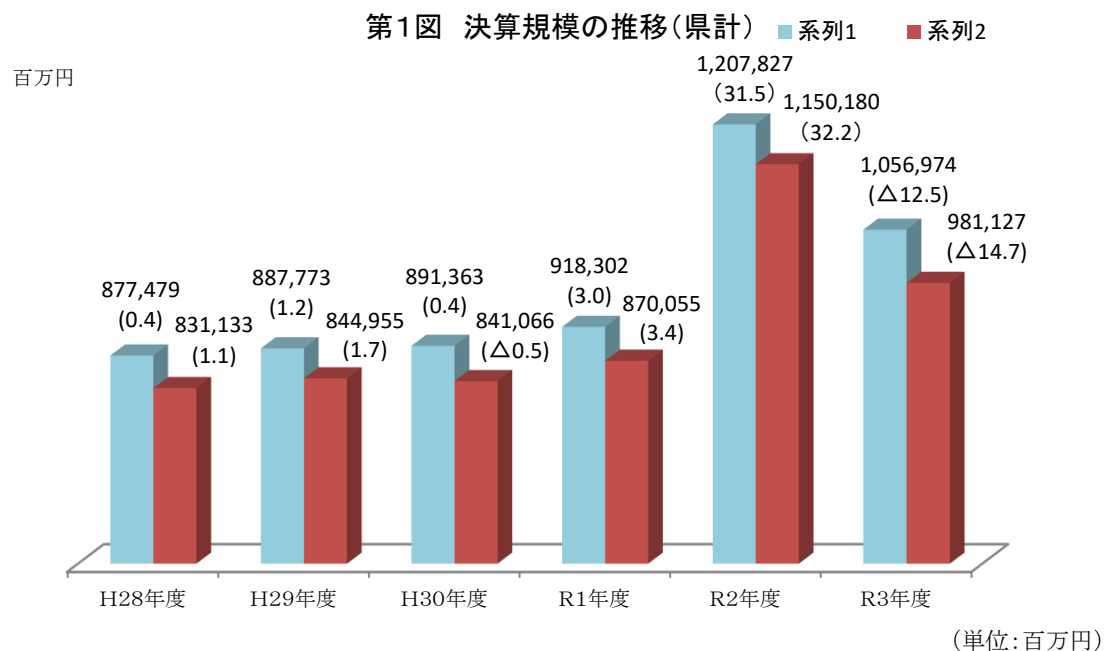
2 普通会計の決算状況

(1) 総説

令和3年度の実質収支は、県内全市町村が黒字を維持することができました。

(2) 決算規模

令和3年度における普通会計決算規模は、
 歳入1兆569億7,406万円(前年度1兆2,078億2,699万円)
 歳出9,811億2,717万円(前年度1兆1,501億8,035万円)
 で、対前年度伸び率は、歳入12.5%減(前年度31.5%増)、歳出14.7%減(前年度32.2%増)となりました。(第1図)



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
令和3年度	1,056,974	981,127	75,847	11,079	64,767	16,565	25,491
令和2年度	1,207,827	1,150,180	57,647	9,435	48,212	6,922	△ 1,774

(3) 決算収支

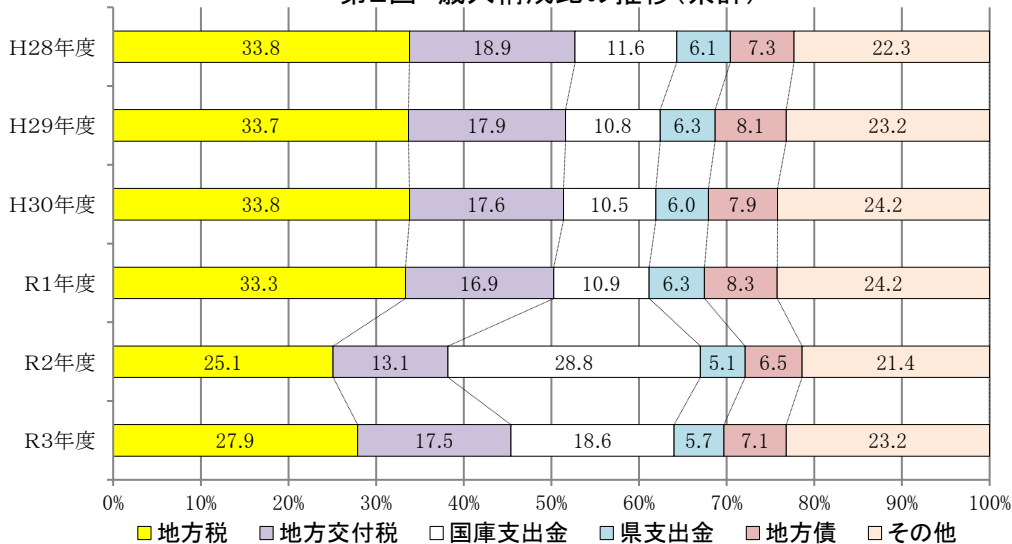
- ・当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から明許繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、647億6,749万円で、県内全市町村黒字となりました。
- ・当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、165億6,540万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、20団体が黒字、1団体が赤字となっており、町村にあっては、18団体が黒字、3団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、財政調整基金の取崩し額を赤字要素とみなして加減した額)は、254億9,050万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、19団体が黒字、2団体が赤字となっており、町村にあっては、19団体が黒字、2団体が赤字となりました。

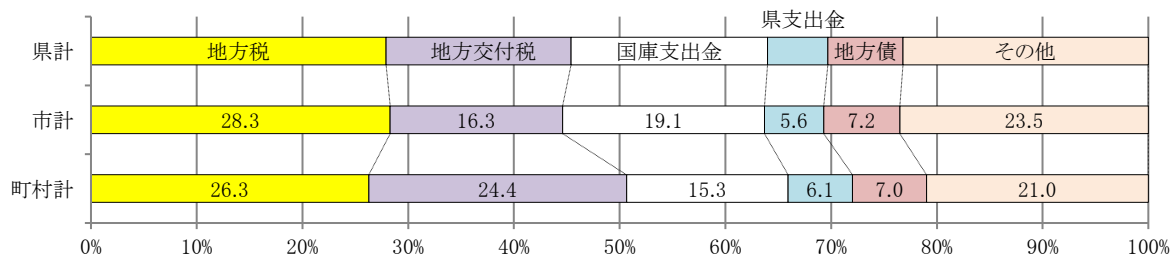
(4) 歳入

- ・歳入総額は1兆569億7,406万円で、前年度に比べ1,508億5,293万円(12.5%減)減少しました。歳入総額の主な内訳は、地方税2,955億2,799万円(構成比27.9%)、地方交付税1,852億940万円(構成比17.5%)、国庫支出金1,960億6,554万円(構成比18.6%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は対前年度比2.3%の減となりました。地方税全体の42.4%を占めている市町村民税は、法人所得の増加により法人税割が6.4%増加しましたが、個人所得の減少による個人所得割の2.3%減等により、総額では1.0%の減となりました。また、固定資産税は、中小企業者等に対する減免措置等により、4.5%の減となりました。
- ・地方交付税は17.1%増加と2年連続で増加となりました。なお、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債は26.1%増加し、実質的な地方交付税としては18.3%の増となりました。
- ・国庫支出金は、特別定額給付金事業の終了等に伴う新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の減少等により、43.7%の減となりました。
- ・地方債は、旧合併特例事業債、減収補填債等の発行額の減少により、全体としては、前年度比4.3%の減と、3年ぶりに減少しました。なお、臨時財政対策債を除いた地方債は、17.7%の減となりました。

第2図 歳入構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が小さく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

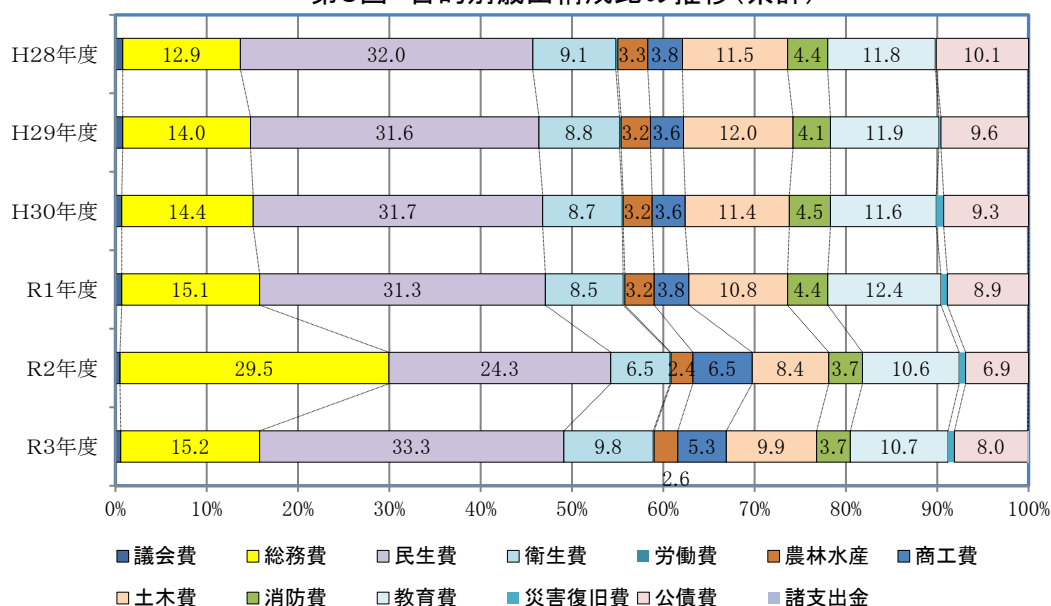
(5) 歳出

- 歳出総額は9,811億2,717万円で、前年度に比べ1,690億5,318万円(14.7%減)減少しました。

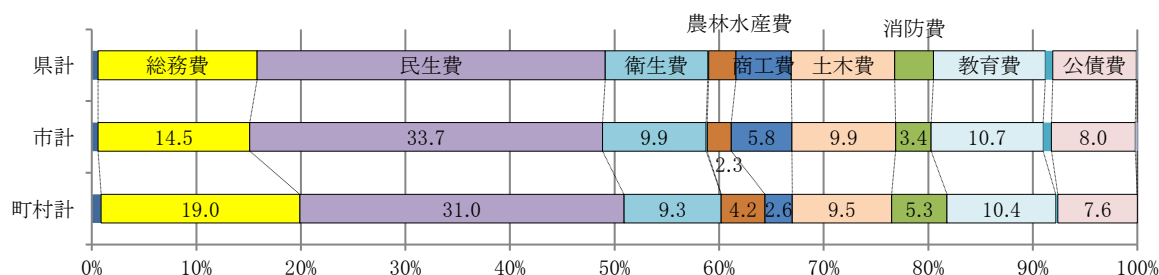
【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成比は、民生費33.3%(3,264億3,528万円)、総務費15.2%(1,487億1,177万円)、教育費10.7%(1,049億3,996万円)、土木費9.9%(968億3,446万円)、公債費8.0%(782億2,192万円)の順で、前年度の総務費にかわり民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の77.1%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、衛生費(28.9%増)、民生費(17.0%増)等が増加、総務費(56.2%減)、商工費(30.2%減)等が減少となっています。
- 令和3年度の主な増減理由は、総務費は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の減や新庁舎建設事業(岐阜市)の減等により、商工費は、中小企業金融調整貸付金(岐阜市)や、商品券発行事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業(可児市)の減等により、教育費は、小学校大規模改修事業(高山市)や、小学校教育用情報機器利用環境整備事業(大垣市)の減等により、消防費は、亜炭鉱跡防災対策事業(御嵩町)の減等により減少しました。また、諸支出金は、土地開発基金廃止に伴う用地購入費(中津川市)の増等により増加しました。

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い

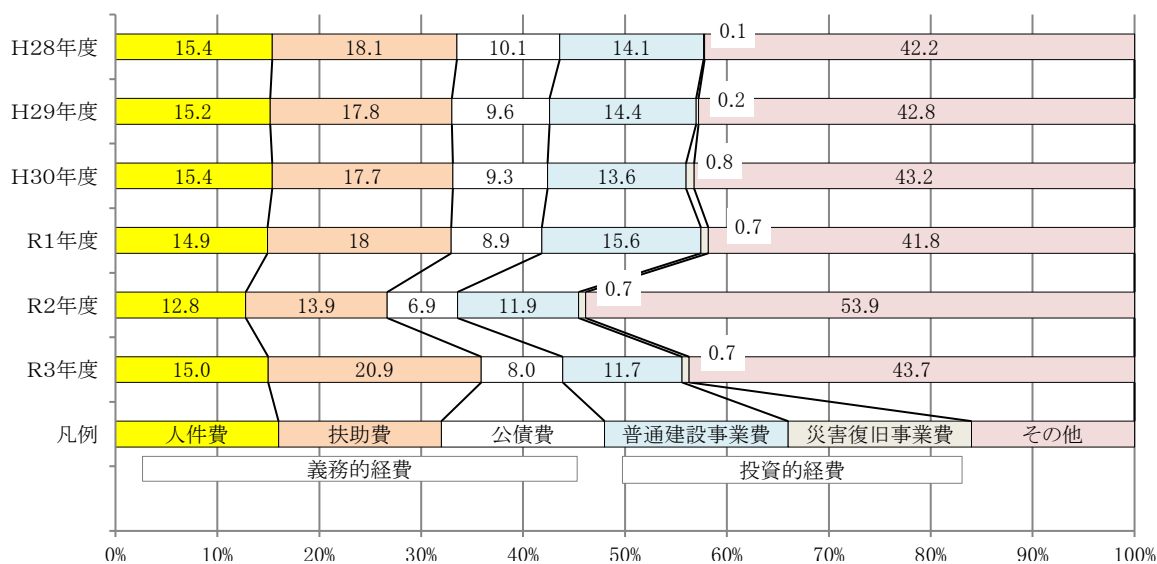


- 市と町村を比較すると、市の総務費の構成比が町村に比べて小さくなっていますが、これは、団体の規模が大きいこと、スケールメリットにより、システム等管理経費等が割安になっているためと考えられます。また、商工費は市が行った事業が大半を占めることから町村の構成比が小さくなっています。公債費においても構成比は町村が小さくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制効果が、財政規模の大きな市に比べ、より顕著に表れているものと考えられます。

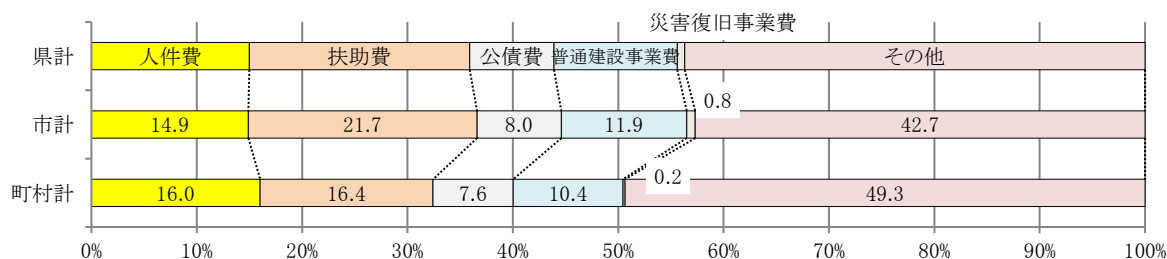
【性質別歳出】

- ・性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、4,306億4,830万円(構成比43.9%)、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなる投資的経費は、1,219億1,972万円(構成比12.4%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、4,285億5,915万円(構成比43.7%)となりました。(第4図)
- ・義務的経費は、前年度より11.7%の増となりました。
人件費は、新型コロナウイルス感染症対応や選挙等に係る常勤職員の時間外手当の増等により、0.6%の増となりました。
扶助費は、子育て世帯臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の実施等により、28.5%の増となりました。
- ・投資的経費は、前年度より15.5%の減となりました。
普通建設事業費は、各団体の庁舎整備等による事業費の減等により、16.1%の減となりました。
災害復旧事業費は、ごみ処理施設事業(岐阜市)の減等により、6.3%の減となりました。
- ・その他の経費は、前年度より30.9%の減となりました。
補助費等は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の減等により、前年度比67.2%の減となりました。
貸付金は、中小企業金融調整貸付の減等により、前年度比31.7%の減となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比10.0%、町村の構成比13.8%)や繰出金(市の構成比7.8%、町村の構成比10.4%)に係る構成比の差によるものです。

3 財政指標等

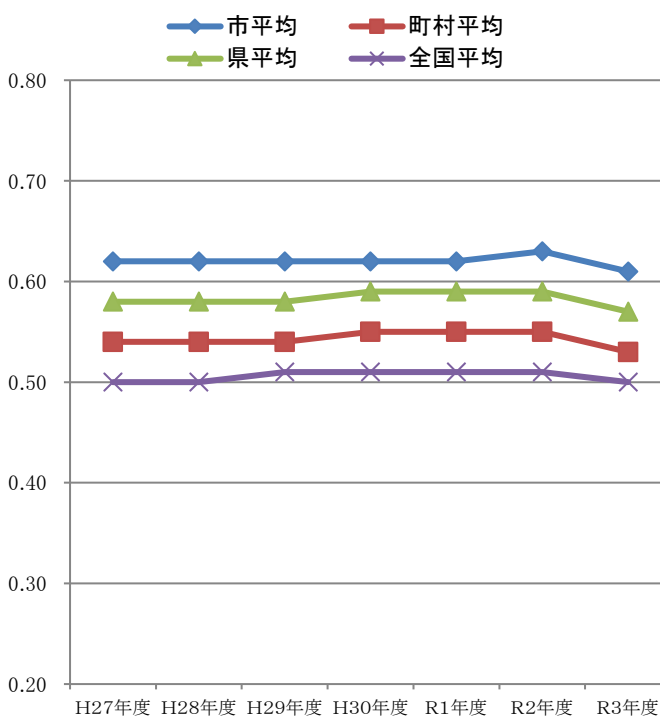
(1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.61(前年度0.63)、町村の平均値が0.53(前年度0.55)、市町村全体の平均値が0.57(前年度0.59)となりました。(第5図)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
市平均	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.61
町村平均	0.54	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.53
県平均	0.58	0.58	0.58	0.59	0.59	0.59	0.57
全国平均	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51	0.51	0.50

(単純平均。全国平均は特別区を除く。)

第5図 財政力指数の推移



(参考)

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ・ 財政力指数は3年平均で算出します。例えば令和3年度財政力指数は令和元年度～令和3年度の3年の平均値です。
- ・ この指数は財政統計上用いる、財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いことになります。

令和3年度 財政力指数の状況

財政力指数	団体数	市町村名
1.0以上	0 (0)	
1.0未満 ↓ 0.9以上	1 (2)	岐南町
0.9未満 ↓ 0.8以上	5 (4)	岐阜市 大垣市 美濃加茂市 ▽各務原市 可児市
0.8未満 ↓ 0.7以上	5 (6)	多治見市 羽島市 瑞穂市 笠松町 垂井町
0.7未満 ↓ 0.6以上	11 (11)	関市 瑞浪市 土岐市 養老町 ▽神戸町 輪之内町 安八町 大野町 池田町 北方町 御嵩町
0.6未満 ↓ 0.5以上	6 (5)	高山市 中津川市 美濃市 本巣市 関ヶ原町 ▽坂祝町
0.5未満 ↓ 0.4以上	7 (7)	恵那市 山県市 海津市 揖斐川町 富加町 川辺町 八百津町
0.4未満 ↓ 0.3以上	4 (4)	飛騨市 郡上市 下呂市 白川村
0.3未満	3 (3)	七宗町 白川町 東白川村

(注) 1 ()の数は令和2年度指数による団体数

2 △印は1階級上がった市町村

3 ▽印は1階級下がった市町村

(2) 経常収支比率

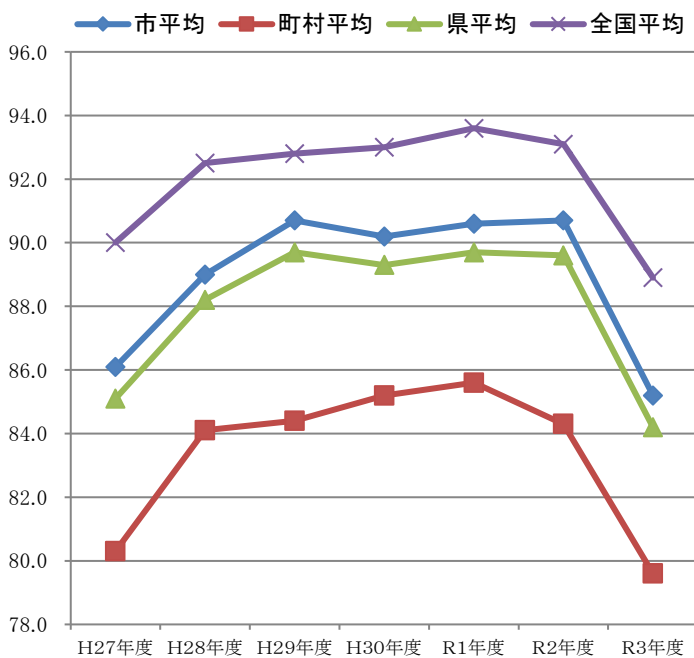
経常収支比率(県平均)は、前年度より5.4ポイント低下し、84.2%となりました。(第6図)

(単位:%)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
市平均	86.1	89.0	90.7	90.2	90.6	90.7	85.2
町村平均	80.3	84.1	84.4	85.2	85.6	84.3	79.6
県平均	85.1	88.2	89.7	89.3	89.7	89.6	84.2
全国平均	90.0	92.5	92.8	93.0	93.6	93.1	88.9

(加重平均。全国平均は特別区を除く。)

第6図 経常収支比率の推移



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

- この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

令和3年度 経常収支比率の分布

80%未満	15市町村
80%以上90%未満	26市町村
90%以上95%未満	1市
95%以上	0

第7図 地方債現在高と積立金現在高

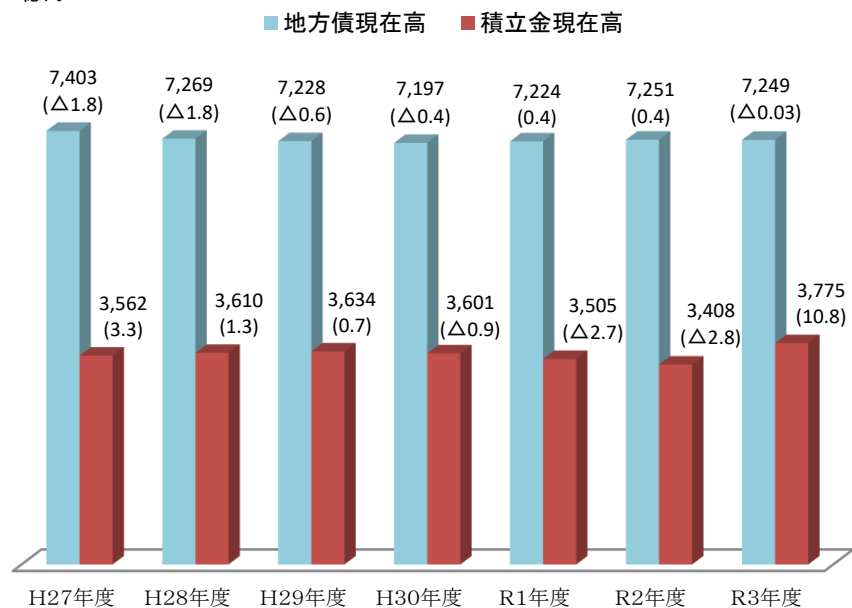
億円

(3) 地方債現在高

令和2年度末まで、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債などの増加を受けて、2年連続で増加となっていました。が、臨時財政対策債、旧合併特例事業債、減収補填債などの減少を受けて、3年ぶりに減少しました。(第7図)

(4) 積立金現在高

財政調整基金、減債基金及び特定目的基金において取り崩しを上回る額を積み立てたため、全体として積立金現在高は増加しました。(第7図)



【 地方公共団体財政健全化法による令和3年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。①～④をまとめて「健全化判断比率」。)を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

各市町村では健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

《 概要 》

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未満

① 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

② 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字(地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額)を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

(参 考)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

県内市町村は、15年連続で全団体とも早期健全化基準を下回ることとなりました。

18%未満	42市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未満	－	
25%以上35%未満	－	25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上	－	35%は財政健全化法における財政再生基準です。

(参 考)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金*) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子等

※県内市町村の加重平均は4.6%、全国市区町村の加重平均は5.5%

④ 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(令和3年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体早期健全化基準を下回りました。

岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、揖斐川町、大野町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町及び白川村の23市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「-」(比率なし)となりました。

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad & \text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ \text{将来負担比率} = & \frac{\text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額 等

※県内市町村の加重平均は将来負担額より充当可能財源が多いため算出されない

全国市区町村の加重平均は15.4%

4 むすび

令和3年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入は9年ぶり、歳出は3年ぶりに減少となりました。歳入面では、地方交付税が2年連続で増加したものの、地方税は中小企業等に対する固定資産税の減免措置等により、2年連続で減少しました。歳出面では、総務費、商工費、教育費等が減少したことにより、総額では減少しました。また、地方債現在高は、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの影響により、対象税目が追加された減収補填債が皆減となったことなどにより、3年ぶりに減少となりました。積立金現在高は、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金において取り崩しを上回る額を積み立てたため、4年ぶりに増加しました。

主な財政指標では、経常収支比率(県加重平均)は5.4ポイント減少し、実質公債費比率(県加重平均)は0.1ポイント減少しました。令和3年度は、普通交付税の再算定等により、標準財政規模が大幅に増加したことなどが、比率が減少している理由のひとつと考えられます。なお、実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し、知事の許可が必要となる起債許可団体となりますが、県内では8年連続で起債許可団体は無しとなりました。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体が4指標とも早期健全化基準未満でした。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていくとともに、人口減少等に伴い地方税収入が減少する一方で、引き続き社会保障関係経費や公共施設の維持・更新に要する経費の増加が予想される厳しい状況の中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、住民に最も身近な地域主権の主体としての体質強化を図っていくことが重要となっています。